Professional Eye
プロフェッショナルアイ

「リスク対応掛金」と「リスク分担型ＤＢ」

吉富明彦
FDSグループ代表
関戸恵子
エージェントバンク(FDSグループ)
主任研究員

2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。(抜粋)」とされ、企業年金制度について検討されることになった。

これを受けて、厚生労働省の社会保障審議会企業年金部会では、15年9月11日の第16回会合において、「リスク対応掛金」と「リスク分担型ＤＢ」が提示された。

リスク対応掛金とリスク分担型ＤＢについて、その仕組みや意義などを確認する。

Ⅰ. 企業年金

現在の企業年金は、厚生年金基金、確定給付企業年金(以後、ＤＢ)、企業型確定拠出年金(以後、企業型ＤＣ)に大別できる。

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は、本体企業とは別の法人格である基金を設立し、それが企業年金の運営・管理、年金の支払いなどを行う形の企業年金である。

また、基金は厚生年金の代行部分として厚生年金保険料の一部(免除保険料)を受け取り、掛け金と共に運用などを行う。

かつて、企業年金の代表格は、適格退職年金(適年)と厚生年金基金であった。しかし、これらには加入者の受給権を守る仕組みが欠けていることなどから、適年は12年3月31日に廃止された。厚生年金基金もＡＩＪ事件(年金詐欺事件)をきっかけに、14年4月1日以降、新規の基金設立ができなくなった。

また、同日施行された基金の解散および厚生年金部分を代行返上して、他の年金制度に移行することなどを推進する法律「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によって、基金運営が厳格化された。

最盛期には、基金数が1880以上(1996年)で、加入者は1200万人を超えていたが、2016年12月1日現在、基金数は147、加入者は156万人になっている。

(2) ＤＢ

ＤＢは、年金設計上、年金額をあらかじめ決めるタイプの年金で、02年4月に導入された。厚生年金基金の厚生年金代行部分を国に返上した形の「基金型」と、適年に近い形の「規約型」があり、実施数は16年6月1日現在、基金型が643、規約型が1万3044件である。

年金額があらかじめ決まっているため、積立不足が発生した場合には、企業が追加拠出をする(特別掛金)。

ちなみに、厚生年金基金も確定給付タイプの年金制度であるため、運用リスクなどは本体企業が負う。

(3) 企業型ＤＣ

企業型ＤＣは、あらかじめ企業の拠出額が決められている企業年金である。拠出金の運用をするのは加入者である各従業員で、その運用成果によって年金額が決まる。

つまり、運用リスクなどは従業員が負う(積み立て不足がないため、企業の追加拠出は発生しない)。

(4) ハイブリッド型

ＤＢでは企業が負い、企業型ＤＣでは従業員が負う運用リスクなどを、企業と従業員で分け合う形の企業年金を「ハイブリッド型」という。現在は、厚生年金基金やＤＢに導入可能な「キャッシュバランスプラン」というのがある(02年、ＤＢと同時に導入)。

キャッシュバランスプランとは、運用実績が予定利率より低く、積み立て不足が発生した場合、あらかじめ定められた指標(国債の利回りなど)までは企業が穴埋めし、それを超える不足分については従業員の受け取る年金を減額するものである。

Ⅱ. リスク対応掛金

ＤＢなどにおいては、年金資産の積立不足が発生した場合には、企業が追加拠出をしてこれを埋めなければならない(運用リスクなどは企業が負う)。

しかしながら、積立不足が発生するようなときは、景気が悪く運用環境が悪化しているときで、企業の本業も低迷していることが多い。そのようなときには企業も追加拠出がしにくいことが少なくない。

そこで、あらかじめ将来発生するリスク(積立不足)を予測し、その分までの拠出を認めるのが「リスク対応掛金」である。

(1) 財政均衡状態の認識

通常のＤＢでは、

積立金＋掛金収入現価＝給付現価

のときが均衡状態であるが、リスク対応掛金を採用した場合は、

給付現価≦積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む)＋給付現価＋将来発生するリスク(注1)

ならば均衡状態とする。つまり均衡状態に幅があるのである。

(2) 将来発生するリスクの測定方法

将来発生するリスクを測定する方法は、現行の積立不足の償却期間が最大20年であることから、20年程度に1度の損失に耐え得ることを基準として定める。

この測定方法には、「標準方法」と「特別方法」がある。

標準方法は、資産価格の変動を見込む方法で、資産ごとに定められたリスク係数を乗じた額の合計額として設定する方法である。

特別方法には、ストレスシナリオによる方法(注2)や、ＶａＲによる方法(注3)などがあり、厚生労働大臣の承認または認可を得て用いられる方法である。

(3) リスク対応掛金の算出方法

リスク対応掛金は、次のような方法で算出する。

①均等拠出：5年から20年で均等に拠出する。

②弾力拠出：拠出額の上下限のみを設定し、毎年その範囲内で拠出する。

③定率拠出：残額の一定割合を毎年拠出する。

(4) 会計処理

16年度の税制改正によって、将来のリスクのために拠出するリスク対応掛金は、損金算入が認められている。

Ⅲ. リスク分担型ＤＢ

リスク対応掛金を利用し、リスクを企業と従業員で分担する形、つまりハイブリッド型のＤＢを「リスク分担型ＤＢ」という。

仕組みはⅡ－(1)の均衡状態を利用する。つまり、

給付現価＋将来発生するリスク≦積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む)

であれば、その差額分年金を増額する。

積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む)＝給付現価

であれば年金額は変わらない。

給付現価－(積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む))≦給付現価

の分年金額が減額になる。

つまり、企業側がリスク対応掛金内で運用などのリスクを負い、これを超えるリスクについては、年金の減額という形で、従業員が負うことになる。

(1) 給付の算定式

リスク分担型ＤＢの給付は、

従来のＤＢにおける給付算定式×当該年度の調整率

と定義される。具体的には、次のような調整率の算定式が考えられている。

①剰余が生じている場合(年金は増額)

調整率＝(積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む)－将来発生するリスク)／調整を行わない場合の給付現価

②財政均衡の場合(年金額は調整なし)

調整率＝1

③不足が生じている場合(年金は減額)

調整率＝(積立金＋掛金収入現価(リスク対応掛金を含む))／調整を行わない場合の給付現価

(2) 将来発生するリスクの測定方法

リスク分担型ＤＢの将来発生するリスクの算定方法も、リスク対応掛金同様で、「標準方法」と「特別方法」がある(価格変動リスク)。

さらに、リスク分担型ＤＢでは、金融経済環境等の変化により、予定利率が低下するリスク(予定利率低下リスク)も加味する。

将来発生するリスク＝価格変動リスク＋予定利率低下リスク

(3) 意思決定過程

リスク分担型ＤＢでは、従業員も運用リスクなどのリスクを負担することになる。

よって、運用方法の決定など、年金運営における重要事項については、従業員側の意思も反映される仕組みが必要である。

例えば、従業員の過半数が加入する組合の代表者などが、企業側の担当者と委員会などをつくり、そこで年金運営について確認するなどの形が考えられている。

公的年金が少子高齢化などの影響で先細る中、企業年金の役割は、従業員の老後生活資金の一部を担うものとして、ますます重要になってきている。

しかしながら、適年の廃止や厚生年金基金の減少などもあり、企業年金を導入している企業は、以前よりむしろ少なくなっている。

リスク対応掛金とリスク分担型ＤＢが、企業と従業員の双方にとって利便性が高く、企業年金制度の普及につながるような魅力ある年金制度になることを望む。

◇

(注1)将来発生するリスク：財政悪化時に想定される積立不足

(注2)ストレスシナリオによる方法：厳しい前提のもとで計算した場合に生じる積立不足の額として設定

(注3)ＶａＲ(Value at Risk、バリュー・アット・リスク)による方法：積立不足の変動を一定の信頼水準で確保(確率95％程度)するために必要な積立として設定

homai web
保険毎日新聞社のホームページ
http://www.homai.co.jp